

## 2022年8月通常会議 議案・請願に対する討論

2022年9月29日

杉浦智子

それでは、私は日本共産党大津市会議員団を代表して、ただいま議題となっております  
議案第98号 大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、  
議案第99号 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定についてに対する反対討論、並びに

請願第1号 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすることを求める請願に対する賛成  
討論を行います。

まず、議案第98号についてです。

本条例改正は、Park-PFIの導入に伴い、公園の使用料の価格競争を可能にし、事業者の提案により、現行の使用料よりも高額に設定することを可能にします。都市公園は、人々のレクリエーションの空間、交流の空間となるほか、良好な都市景観や生物の多様性の確保など、様々な機能を有する都市の根幹的な施設であり、災害時には広域的な避難場所としての機能も備えなくてはならないことから、都市公園内施設に対しては、法律で制約を設けてきました。ところが、2017年に国の都市公園法の一部改正によって規制緩和され、民間事業者が都市公園の収益施設と公共部分を一体的に整備できるPark-PFI制度が盛り込まれました。この制度は、具体的にどのような整備がなされるのか市民にとっても気がかりなことですが、市と事業者とのプロポーザルで決めるために、どのような整備を事業者に提案されているのかは非公開とされ、地域住民は事業者が決定した後にしか知らされないという仕組みです。事前から地域住民や利用者にアンケートなどで意見を聴く機会を設けていますが、制度の仕組みとしては、事業者の提案から整備を決めていくわけですから、市民の声の反映は不明です。

本市は、比叡の山々と琵琶湖へと広がる空間に豊かな自然を有し、多くの市民や来訪者がその空間を憩いの場所として、それぞれ思い思いに楽しむことができるという都市公園が市内に存在し、そのよさを共有しています。私たちも市民や来訪者から湖岸などに小休止できる場所を求める声を伺っていることから、整備に際してはこうした声をどのように反映するのか課題であることは認識しているところです。同時に、豊かな自然や景観を守りつつ、憩いの空間を維持することも市としての役割であるとも考えています。

その上で、収益施設と公園整備を一体で行うために、一定の資力やノウハウを持つ規模の事業者に限られてくることや、公共の貴重な空間を民間事業者が競争で利益を上げる場に変えてしまうことには問題があります。

また、長引くコロナ禍で市内の中小零細事業者は経営の危機に瀕しており、本来はそうした事業者と共に地域経済の立て直しに生かすなど、収益優先ではなく市民や市内事業者の声を反映した事業に力を注ぐべきであり、本議案には反対をするものです。

次に、議案第 99 号についてです。

本条例改正では、水道事業の浄水施設等整備、運営事業を行うための事業者選定に関わる審査委員会を設置することが盛り込まれます。そもそも浄水施設等整備運営事業にPFI手法を導入すること自体に私どもは賛成できません。今さら言うまでもありませんが、水は人間の命そのものであり、憲法第 25 条生存権の保障を具現化したものです。人間の営みに欠かせない存在であり、公共の財産で命の水と言われるゆえんです。

市企業局は、水道事業には水道職員数の減少により、事故等不測の事態が発生した際に十分な対応を取れないおそれがあることや、技術系職員の高齢化が深刻であることを課題に上げていますが、適切な職員採用を怠ってきたことへの反省はありません。技術を持たなければチェックもできなくなり、いずれは事業者都合のよい契約になっていきます。

また、民間事業者はもうかるかどうか事業参入の最大の動機です。競争による民間活力導入がPFIなどの手法を導入する目的の一つですが、一定水準の技術力を持った職員や人員体制の確保、従来は一つ一つの業務を発注していたものを一つの事業に集約していくことで、大手事業者の下に下請系列化されていきます。一体的発注によって、中小事業者の発注の機会を奪い、地域経済にもマイナスの影響を与えることも危惧されています。

事業全体を通してコンサルタントの役割が非常に大きいのもPFI事業の特徴であり、経験の少ない職員ではできない業務を担っているわけですが、多額の費用をかけた上にコンサルタント任せになるおそれも危惧されるなど、全国でPFI手法を使った事業には課題が多く、問題も発生していることは重視すべきことだと考えます。市民にとって大事な水道事業の運営を 15 年間民間事業者に任せようというのに、事業者選定に市民の意見を反映させようとせず、市民置き去りのやり方は問題です。ガス事業のコンセッションの事業者選定の審査委員会でも、学識経験者は2名でしたが、いずれの方も国の公共サービス民営化推進の考え方に賛成の方々でした。事業にはメリットもデメリットもあり、具体的に市民の目線に立って審査されるべきで、市民の公募枠を設けるべきです。よって、本議案には反対するものです。

最後に、請願第1号についてです。

本会議での一般質問の議論にもありましたが、子どもの医療費助成制度は、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策として重要であることはもちろんですが、安心して子育てができるよう、子育て世帯の経済的な負担を軽減する制度として役割を果たしています。とりわけコロナ禍やロシアのウクライナ侵略などの影響から、相次ぐ値上げラッシュに見舞われ、物価高騰で増えない所得に対して、家計の非常事態が続いているときだからこそ、育ち盛りのお子さんを育てておられる世帯にとって、経済的な支援として有効な施策です。特に、コロナ禍が長引き深刻な状況が続いていることもあり、今年度から制度の拡充を行う自治体が全国で増えています。請願にもあるように、子どもの医療費無料化制度の拡充によって、必要な受診が確保され、重症化の防止や時間外受診が減少するという効果も示されており、歯科やけが、疾病の早期治療が実現をされ、健康な暮らしを維持することは、子どもたちの豊かで健やかな成長を支えるために、教育環境の整備と併せて切れ目なく推進することが非常に

重要であると考えます。

国民の命と健康を守るための施策は、本来国が全国統一で実施することが望ましいことは言うまでもありません。全国の自治体から制度創設の要望が上がっているにもかかわらず、国は一向に取り組まず、むしろ医療費無料化を実施する自治体に国民健康保険の国庫負担削減のペナルティーを科すなど、後ろ向きの姿勢を続けています。もともと子どもの医療費助成制度は、地域住民が子育て世帯の医療費の自己負担を軽減することを願って運動を広げ、各自治体の子育て支援策として取り組まれるようになり、現在では全ての自治体が独自に医療費の自己負担の軽減を行っています。引き続き、国への要望を行いつつも、自治体で独自に財源確保を行い、制度を拡充し、住民の願いに応えることこそ住民福祉の向上を目指す自治体の役割です。

滋賀県が制度の拡充に向け検討を行うことを表明していますが、めどが立っているわけではありません。本市も県に拡充を求めていることから、県の動向を注視していくという意見がありますが、市民は子どもたちや子育て世帯の現状を鑑み、県であれ市であれ速やかに実現されることを願っています。県が拡充すれば市が独自で拡充した分をさらなる拡充に充当することもできます。ついては、請願項目に速やかに取り組むことに賛成するものです。議員各位の賛同を強く求め、討論を終わります。